

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則…………… (障がい者保健福祉課) 1
- 児童福祉法施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則…………… (子ども家庭支援課) 5

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年北海道規則第70号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の6条を加える。

(指定等の標示)

第1条の2 法第36条第1項、第38条第1項若しくは第51条の19第1項に規定する指定又は法第41条第1項若しくは第51条の21第1項に規定する指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係るサービス事業所、障害者支援施設又は一般相談支援事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定障害福祉サービスの事業の再開等の届出)

第1条の3 法第46条第1項若しくは第51条の25第1項の規定による事業の再開の届出又は法第46条第2項若しくは第51条の25第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、別記第1号様式によってしなければならない。

(指定の辞退)

第1条の4 法第47条の規定による指定の辞退は、別記第1号様式の2によってしなければならない。

(公示)

第1条の5 法第51条又は第51条の30第1項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者(法第50条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消された者を含む。)、指定障害者支援施設の設置者(法第50条第3項において準用する同条第1項の規定により指定障害者支援施設の指定を取り消された者を含む。)又は指定一般相談支援事業者(第51条の29第1項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を取り消された者を含む。)の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 障害福祉サービス事業を行うサービス事業所、障害者支援施設又は一般相談支援事業を行う一般相談支援事業所の名称及び所在地
- (3) 指定、名称及び所在地の変更、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消し(以下この条において「指定等」という。)の年月日
- (4) 指定等に係る指定障害福祉サービスの種類
- (5) 指定等に係るサービス事業所、障害者支援施設又は一般相談支援事業所の事業所番号
(業務管理体制の届出)

第1条の6 法第51条の2第2項若しくは第4項又は第51条の31第2項若しくは第4項の規定による届出は、別記第1号様式の3によってしなければならない。

(業務管理体制の届出事項の変更の届出)

第1条の7 法第51条の2第3項又は第51条の31第3項の規定による届出は、別記第1号様式の4によってしなければならない。

第2条中「別記第1号様式」を「別記第1号様式の5」に改める。

別記第1号様式を別記第1号様式の5とし、同様式の前に次の4様式を加える。

別記第1号様式(第1条の3関係)

再開・廃止・休止届

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地

4 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。

なお、事業所等の数の変更により、「7」又は「8」の項目の追加又は削除をする場合は、該当項目番号に○を付け、「変更後」欄にその旨を記入し、追加の場合には、別添資料として添付してください。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の廃止）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

児童福祉法施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第37号

児童福祉法施行規則の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則
（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

（指定等の標示）

第5条の2 法第21条の5の15第1項若しくは第24条の9第1項に規定する指定又は法第21条の5の16第1項若しくは第24条の10第1項に規定する指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設の見やすい場所に標示するものとする。

（指定通所支援の事業の再開等の届出）

第5条の3 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開の届出及び同条第4項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、別記第3号様式の2によってしなければならない。

（指定障害児通所支援事業者の指定等の公示）

第5条の4 法第21条の5の25の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定障害児通所支援事業者（法第21条の5の20第4項の規定により事業の廃止の届

出をした者及び法第21条の5の24第1項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消された者を含む。）の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定、事業の廃止又は指定の取消し（以下この条において「指定等」という。）に係る障害児通所支援の種類並びに指定等に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地

(3) 指定等の年月日

(4) 指定等に係る障害児通所支援事業所の事業所番号
（業務管理体制の届出）

第5条の5 法第21条の5の26第2項若しくは第4項（これらの規定を法第24条の19の2において準用する場合を含む。）又は第24条の38第2項若しくは第4項の規定による届出は、別記第3号様式の3によってしなければならない。

（業務管理体制の届出事項の変更の届出）

第5条の6 法第21条の5の26第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）又は第24条の38第3項の規定による届出は、別記第3号様式の4によってしなければならない。

第12条の2の2を第12条の2の4とし、第12条の2の次に次の2条を加える。

（指定の辞退の届出）

第12条の2の2 法第24条の14の規定による指定の辞退は、別記第13号様式によってしなければならない。

（指定障害児入所施設の指定等の公示）

第12条の2の3 法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定障害児入所施設の設置者（法第24条の14の規定により指定障害児入所施設の指定を辞退した者及び法第24条の17の規定により指定障害児入所施設の指定を取り消された者を含む。）の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定障害児入所施設の名称及び所在地

(3) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(4) 指定障害児入所施設の事業所番号

別記第3号様式の次に次の3様式を加える。

別記第3号様式の2（第5条の3関係）

再開・廃止・休止届

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地
名 称

代表者氏名

児童福祉法第21条の5の20第3項（第4項）の規定により、次のとおり事業の再開（廃止・休止）をしました（します）ので届け出ます。

	事業所番号									
再開（廃止・休止）した（する）事業所	名 称									
	所 在 地									
再開・廃止・休止年 月 日	年 月 日									
廃止・休止する理由										
児童福祉法施行規則第18条の35第4項第3号に掲げる事項（廃止・休止をする場合のみ）	イ	現に指定通所支援を受けている者に対する措置								
	ロ	現に指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無								
	ハ	引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称								
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日									

備考

- 「再開・廃止・休止」のいずれかに○を付してください。
- 事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業員の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 再開したときは、10日以内に届け出てください。
- 廃止又は休止をしようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。
- 各欄について、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

別記第3号様式の3（第5条の5関係）

受付番号	
------	--

児童福祉法に基づく業務管理体制に係る届出（整備又は区分の変更）

年 月 日

北海道知事 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																			
1 届出の内容																			
(1) 法第21条の5の26第2項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）又は第24条の38第2項関係（整備）																			
(2) 法第21条の5の26第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）又は第24条の38第4項関係（区分の変更）																			
フリガナ																			
氏名又は名称																			
住所（主たる事務所の所在地）		(郵便番号 ー)		都道		郡 市		府県		区									
		(ビルの名称等)																	
連絡先		電話番号				FAX番号													
法人の種別																			
代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ		生年月日		年 月 日											
		氏 名		氏 名		月 日		年 月 日											
代表者の住所		(郵便番号 ー)		都道		郡 市		府県		区									
		(ビルの名称等)																	
3 事業所名称等及び所在地		事業所名称		指定年月日		事業所番号		所在地											
		計 場所																	
4 該当条文（事業者の区分）		(1) 法第21条の5の26（指定障害児通所支援事業者）																	
		(2) 法第24条の19の2（指定障害児入所施設の設置者）																	
		(3) 法第24条の38（指定障害児相談支援事業者）																	
5 児童福祉法施行規則第18条の38第1項第2号から第		第2号		法令遵守責任者の氏名（フリガナ）						生年月日									
										年 月 日									

4号まで、第25条の23の2第1項第2号から第4号まで又は第25条の26の9第1項第2号から第4号までに掲げる事項	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課	
	区分変更日	年 月 日

備考

- 「受付番号」及び「事業者（法人）番号」欄は、記入しないでください。
- 「届出の内容」欄は、該当する番号に○を付してください。
- 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「事業所名称等及び所在地」欄は、事業所名称等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。
 なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。
- 「該当条文（事業者の区分）」欄は、該当する番号に○を付してください。
- 「児童福祉法施行規則第18条の38第1項第2号から第4号まで、第25条の23の2第1項第2号から第4号まで又は第25条の26の9第1項第2号から第4号までに掲げる事項」欄は、事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付してください。
 なお、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の38第1項第3号及び第4号、第25条の23の2第1項第3号及び第4号並びに第25条の26の9第1項第3号及び第4号に掲げる事項を届け出る場合は、次の資料を添付してください。
 - 児童福祉法施行規則第18条の38第1項第3号、第25条の23の2第1項第3号及び第25条の26の9第1項第3号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要が分かる書類
 - 児童福祉法施行規則第18条の38第1項第4号、第25条の23の2第1項第4号及び第25条の26の9第1項第4号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、業務執行の状況の監査の方法の概要が分かる書類

7 事業所等の指定又は廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

別記第3号様式の4（第5条の6関係）

受付番号	
------	--

児童福祉法に基づく業務管理体制に係る届出（届出事項の変更）

年 月 日

北海道知事 様

所在地
 名称
 代表者氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	
-----------	--

変更があった事項	
1	法人の種別又は名称（フリガナ）
2	主たる事務所の所在地、電話又はFAX番号
3	代表者の職名、氏名（フリガナ）及び生年月日
4	代表者の住所
5	事業所名称等又は所在地
6	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8	業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容	
	(変更前)
	(変更後)

備考

- 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- 2 「変更があった事項」欄の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。
 なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。
- 3 「5 事業所の名称等又は所在地」については、事業所等の指定又は廃止等により事業所等の数に変更が生じ、法第21条の5の26第2項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）又は第24条の38第2項の規定により整備すべき業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。
 この場合、「変更前」欄及び「変更後」欄のそれぞれに、指定事業所等の合計の数を記入し、「変更後」欄に追加又は廃止等に係る事業所等の名称、指定年月日、事業所番号及び所在地を記入してください。
 なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。
- 4 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。
 なお、事業所等の数の変更により、「7」又は「8」の項目の追加又は削除をする場合は、該当項目番号に○を付け、「変更後」欄にその旨を記入し、追加の場合には、別添資料として添付してください。

別記第13号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

別記第13号様式（第12条の2の2関係）

指定辞退届

年 月 日

北海道知事 様

所在地
 名称
 代表者氏名

児童福祉法第24条の14の規定により、次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	事業所番号									
指定を辞退する施設	名称									
	所在地									
指定を受けた年月日										
指定を辞退する年月日										

指定を辞退する理由	
児童福祉法施行規則第25条の22第2項第3号に掲げる事項	イ 現に入所している者に対する措置
	ロ 現に障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無
	ハ 引き続き当該障害児入所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称

備考

- 1 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。
- 2 各欄について、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

別記第14号様式及び別記第15号様式 削除

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の廃止）

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第134号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。